令和８年第６回清瀬市まちづくり委員会 会議録

Ⅰ　開催日時

日時：令和８年９月 15 日（火）午後６時～

場所：清瀬市役所　４階研修室

Ⅱ　出席委員

大室委員長、野村副委員長、北原委員、小林（陽）委員、小山委員、酒井委員、里見委員、城山委員、重冨委員、清水委員、杉山委員、髙草委員、徳井委員、中村委員

事務局：戸野地域振興部長、清水市民協働課長、大脇協働係長

Ⅲ　欠席委員

荒井委員、小林（由）委員、谷口委員、津村委員、中村委員、望月委員

Ⅳ　議事

１　開会

大室委員長：お時間となりましたので、令和８年第６回清瀬市まちづくり委員会を開催いたします。事務局の方お願いいたします。

２　事務局より

事務局（大脇）：皆様こんばんは。本日はお忙しい中また雨が降って足元が悪い中、委員会にご参加いただきましてありがとうございます。本日の欠席報告をさせていただきます。谷口委員、津村委員、中村委員、荒井委員から欠席の報告をいただいております。

続きまして、次第（２）配布資料の確認をさせていただきます。

９月９日に第６回のまちづくり委員会の開催通知、本日の次第、第５回まちづくり委員会会議録及び条例審査部会会議録を事前にお送りしてございます。

また、11 日に第５回まちづくり委員会条例審査部会の審議（案）を追加でお送りしました。第５回のまちづくり委員会条例審査部会の審議（案）の内容に、市民提案部会の運用に関係する部分があるかと思いますので、次第３の部会の報告でご説明をお願いしたいと考えております。

続きまして次第（３）令和８年第５回まちづくり委員会会議録につきましては、９月 23 日までに修正点がございましたら見え消しをしていただいて、事務局の方にメールでご提出をお願いいたします。

第４回まちづくり委員会会議録の修正を前回の委員会でお願いしておりましたが、修正加筆等のご連絡はありませんでしたので、ご確認いただいた内容で第４回まちづくり委員会会議録としてホームページで公開させていただきます。

なお、第４回まちづくり委員会会議録の送付はいたしませんのでご了承ください。

続きまして次第（４）新規市民提案につきましては０件でした。

今年度分の市民提案といたしまして、９月 30 日までに提出されたものを今年度の審議分として区切らせていただきます。

ただ、随時市民提案は受付けておりますので、受付けの際には、皆様に提供して参ります。

現在の市民提案の件数でございます。

令和７年度からの継続提案１件と令和８年度の提案が 11 件、合計 12 件の市民提案の提出を

受けております。続きまして、傍聴について事務局より確認させていただきます。
まず１つ目でございます。
傍聴者用に委員会資料を用意いたします。資料は貸与となりますので、お帰りの際にはご返却いただきます。この運用でよろしいでしょうか。
徳井委員：資料は、委員会前にホームページに載せるということじゃなかったですか。
前回の議事録をもう一度確認していただければと思うんですけれども、傍聴に来ていただく前に資料の方をホームページ上で公開するでなければ、傍聴に来る価値があるのかどうか。自分が行きたい傍聴なのかどうかということを判断できない。
そのために資料というのは事前にホームページの方で公開をするというふうに申し上げたと思います。
事前に資料を公開するのであれば貸与する必要はなく、配布でいいということになります。普通の委員会は資料というのは事前に配布だと思うんですけれども。
そのあたりについては前回の議事録ではどうなってるんでしょうかね。
事務局（清水）：私の認識では次第だけ事前にアップしておいて、委員会終了後に会議資料をフィックスしたものをアップするという認識でした。ですので、会場でお渡しした傍聴用資料を配布するのは差し替えがあるかと思っております。
例えば、ご協力いただいた第５回条例審査部会会議録をそのままホームページにアップできるものか疑問なところがありましたので、ご提案をさせていただいたきました。
徳井委員：わかりました。ありがとうございます。ただですね、条例審査部会の方では事前に全員がチェックをしてから事務局に提出をしていますし、前回の委員会でわざわざ多数決まで取って、全文公開をするというふうに決めたにもかかわらず。何回も会議録の話をしていることを疑問に思っています。その点は前回の決をとったっていうところの意味は何なんでしょうか。
事務局（大脇）：事務局の方でそちらが抜けていたということでしたら会議録を再度確認し、皆様に回答を差し上げたいと思います。
徳井委員：はい。それで結構ですが今日の分もあるのでですね、やっぱりそこは何のために前回録音したのという話なんですよ。もしそれが違うのであれば条例審査部会で録音までする必要もないことになるので、矛盾しているんじゃないかと思います。
事務局（清水）：１点確認させていただきます。事前に会議資料を委員会前にホームページで公開し委員会当日を迎えるということ前提ですか。
また、今回の条例審査部会会議録はそのままホームページで公開するイメージですか。
徳井委員：前回の部会報告において、条例審査部会で議論した内容についてはそのまま公開するということを申し上げたと認識しています。
事務局（清水）：徳井委員に文字起こししていただいた条例審査部会会議録を拝見しましたが、誤字脱字が見受けられ、こちらを市のホームページで公開することはできないと考えております。
徳井委員：誤字脱字があるのであれば、９月 23 日までとかに誤字脱字の箇所をご指摘いただき修正をご提案いただいてもいいのではないかと思います。ただ、前提としてどういうふ

うに運用していくのか決めた方がいいのかなと。委員会を開催する前に、どういった取り扱いをするのかっていうのははっきりさせた上で、やっていくっていうのが一番いいのかなというふうに思います。

事務局（清水）：はい。条例審査部会の文字起こしの取り扱いを懸念しておりまして、しゃべり言葉が前面に出ているので会議録として内容的に修正を要するのではないかと思っております。条例審査グループでのチェックはどんな感じでされてますか。

徳井委員：これ一旦今日の部会のワークにするのではどうでしょうか。全体会議で議論する必要があんまりないと思います。

条例審査部会の部会ワークにしていただき、全体会議では全体会議にふさわしいものというところでやっていただくっていうのはいかがですかね。

この議事録に関しては、部会の方のワークにしていただければいかがでしょう。

事務局（清水）：わかりました。通常の会議であれば会議資料でかなりフィックスされたものが出てくるかなと思うのですが、まだちょっと言い方悪いですけど生煮えみたいなものもちょっと幾つかあるのかなと思うので、その取り扱いをどうするかについては、ご相談させていただければなと思います。

事務局（大脇）：今日の委員会につきましては、傍聴席の方にも、皆様にお配りしている同じ資料を後ほど貸与することといたします。会議資料の事前公開については、今後整理していくことといたします。また、次第、市民提案を含む委員会資料ですとか会議録等をホームページに掲載していくことで、委員会の内容をご確認いただけるような形で整理して参りたいと思っております。

傍聴席についてなんですが、部会全体会の場合には今後ろの方の方に傍聴席設けてございます。部会に分かれたときに、条例審査部会と市民提案部会とわかれます。

そのときに、条例審査部会検討結果（案）の中で、近くに傍聴席を設けます。となっておりましたので、市民提案部会の方はどのようにすればいいか不明でしたので、ここで確認をしたいと思っております。部会に分かれた際、条例審査部会では近くに席を設置するとのことですが、市民提案部会も同様に傍聴席を設置することでよろしいでしょうか。

城山委員：前回欠席をさせていただいてですね、ちょっとつぶさにフォローアップはできておらないんですけども、全体会があって、部会があってっていうことですけどね。

その会議録の取り扱いもそうだし、傍聴席とその会議の中身との距離のとり方の問題もそうだけれども、それってそれぞれの部会で決めて、そういうふうにしましょうっていうような問題なのっていうこと。だからその会議の運営のあり方っていう全体の秩序維持というか運営のもし権限という言葉があるとすると、その権限から各部会にそれが移譲権限委譲されているべき筋合いのものなのかっていうのがあってね。

だから、部会のあり方も全体会のあり方も一緒で、このまちづくり委員会の会議体としてはどういうふうなやり方をするのだっていうことを全体で決める話で、部会ごとに私たちはこうしますっていうようなことをやっていたのでは統制のとれた会議運営のあり方っていうのとはちょっと違う感じがする。私はそういうふうに一気に行ってしまっていいのかどうか、もう少し慎重にしたほうがいいのではないかというふうに考えております。

事務局（大脇）：ありがとうございます。条例審査部会から検討結果（案）の提出を受けその内容に、部会に分かれた際には、傍聴席を付近に設けると記載があったので、市民提案部会にあらためて確認・了承が必要ではないかと思い確認をさせていただきました。
城山委員：自分が属している部会どうこうじゃなくて、全員で全部会の会議のあり方とか、傍聴に傍聴者との距離のとり方とか、すべてみんなで話し合ってルール化したほうがいいのではないですかって言ってるわけで、それぞれの部会ごとにルール化しているルールのあり方がバラバラになってしまうというのはいかがなものですかって、もう少し慎重にご検討なさったらいかがですかって私は申し上げてるわけ。
徳井委員：ただこれ先週全体会議の中でこれは話し合ったことじゃないかというふうには思っている。全然先月と先月にかけての委員会でやったことだとは思います。
全体会議の中で、みんなで全体会議も含めてどういうふうにやって運営をしていくのかというところは、前回の会議で時間をかけてやったけれども城山委員はお休みされていたっていうところで、今おっしゃったことを実際にはお話は、先月はしているんです。
全体会議をどうするのかということと、それと市民提案部会それから条例審査部会についてどういうふうにするのかというところで、全体として同じように統一して、すべてを公開したほうがいいんじゃないかというようなもちろん意見もあったし、それ以外の意見もあってというところで、ただ会議録をどのように公開するのかということについて先月、とりあえず今月の委員会どうしますかこれからの委員会どうしますかというところで決めたというような流れはあるということです。私から本来説明することではない。事務局か委員長かが説明をしていただきたいことですけども、先月お話をしたのはそういうふうに認識はしてるんですけれどもよろしかったですか。
杉山委員：すいません今のお話聞いてて、私が感じたことなんですけど、例えば条例部会の方が傍聴席を近くに作って全部公開します。市民提案グループは、ここは聞かれたくないから傍聴席作りませんというのは編ではないかと思いました。せっかく傍聴したいって来てる方なので、ぜひ聞いてもらえばいいんじゃないかと思います。
先ほど、市民提案グループの人はどうしますかっていう質問は、私はいらなくても全体として聞いてもらえばいいんじゃないかなっていうふうに思いますし、城山委員も全体で考えるべきであるというニュアンスであったと。ただ、市民提案グループでどのような考えなのかわからないのですが。
城山委員：会議運営のあり方については、委員の総意によって変更していくっていうことはあり得ることだというふうに思っていますが、それは事務局と協議して決めていくべきことだろうと。だから事務局にもその運営の責任というのがあるということは前から申し上げてるわけです。
それで全体の会議のあり方や公開のあり方ね、市民との関係のあり方、全部これから問題になってくると思いますけれども。全体会と部会っていうのは、調和のとれたやり方、統一した考え方っていうか価値観というか、哲学に基づいて運営したほうがいいのではないか。
それぞれの部会でバラバラにやってしまうというのは、調和のとれない会議体のような感を呈するので、それは避けたほうがよろしいのではないですかって言ってる。

それから、会議録ですけどね。チェックしてきちっとしたものを公開するのが大事なことで、誤字脱字だらけとか暴言だらけの会議録をチェックしないで露出させるっていうのは自殺行為です。
だから、後で公開、公開性というのは別にいいと考える。後で担保されてもいいのです。
その時に担保されなくてもね、現にこうやって、言葉で直接性を維持してですね皆さんに聞いていただけるようになっているのでいいんですけれどもやっぱり文字にちゃんとするっていうときは、きちんとやらないといけないので後で会議録をきちんと編集して公開するっていうのはね、それは我々が本当もう変えなきゃいけない時期かもしれないけれども我々が知恵を実行していかなくちゃいけないので、そこはあんまりいい加減にしないほうがね、私はいいと思います。
事務局（清水）：ありがとうございます。会議録の扱いは前回ちょっと皆さんで決めましたっていうことで、傍聴席の話は、条例審査グループの方からもそういう話がありました。市民提案グループも同じような形でちょっとさしていただければなと思ってますので、そのご了解をいただければなという形で思っております。
事務局（大脇）：では進めさせていただきます。事務局で市民提案を受けた際の対応についてご報告いたします。Web からの提出の場合にはメールでお返しする。
紙で提出のあった場合には紙で委員長名で受領の通知を送付することといたします。
今年度ですね提出のあった 11 提案に対しましては、委員長名の通知を作成して速やかに通知していければなと思っておりますので、ご了承くださいませ。
続きまして、ホームページへの公表についてになります。
現在ですね、第１回から第１回の次第と、第１回第２回の議事要旨第３回の会議録がホームページに公開してございます。
今後ですね、次第、市民提案を含む委員会資料、会議録等もですねホームページに掲載して、まちづくり委員会でどのような内容が話し合われているのかが市民の皆様にご確認いただけるように、整理して参りたいと思っております。過去の資料送付についてでございます。第１回から資料データの送付をして欲しいということで改めて希望がございましたので、後日、少しずつにはなりますけれども、第１回第２回第３回と６回に分けてですね ZIP ファイルにはせずに、全部添付した状態で全員の方に改めて送付をさせていただきます。
ただし、個人情報の載っている当初配りました名簿の送付はいたしませんので、ご了承くださいませ。事務局からは以上となります。
大室委員長：続きまして、前月の報告、前月は当議事録議事要旨及び会議録について話し合いがいたされました。委員会につきましては、会議録のみ公開。
その際に氏名の記載する部会におきましては、部会議論につきましては、条例審査部会は公開、市民提案部会は非公開とする。の決定がなされました。
今回、徳井委員の方から条例審査部会検討結果（案）というものを我々の方にいただきました。
失礼しました。条例審査部会の方から検討結果（案）というものをいただきました。
これにつきまして１度徳井委員の方から説明をいただけるといいかなと思うんですけれど

も、すいません。条例審査部会の方から、説明いただけると。
徳井委員：これは前回の部会ワークが終わった後の全体会議で１度報告していることなのにどうして毎回毎回委員会、違う委員会になったら翌月の委員会になったらまた同じことを話さないといけないのかっていうことあるんですけども。
先月のことを皆さんが覚えていないから説明をしないといけないということなんでしょうか。
大室委員長：市民提案部会の方では非公開とするという中で、条例審査部会の提案の中で、各提案に検討結果というものを作成していくと。これが、市民提案部会の方おきましては、情報の公開に当たるのではないかというものが、我々正副事務局の委員会の中で議題にあがりました。
ただ条例審査部会を全面公開するという意図の中で、市民提案部会も、公開をするということに当たるのではないかというふうに、我々の中ではちょっと疑問が出たもので、条例審査部会の検討結果に当たるものを市民提案部会も作成をするのか否か。
非公開となった中で、必要なのかどうかっていうのが、市民提案部会の方では、理解追いついてないのではないかという意見が我々の方から出たもので説明いただきたいなと思います。
徳井委員：まずですね市民提案部が云々っていうところについて、私はそれは違うんじゃないか関係ないんじゃないかと思っています。
まず条例審査部会は議論の内容をすべて公開をするという決定のもとにですね、すべてを公開しているわけです。
前回の全体会議の中でもですね、いただいた市民提案のうちも回答できるものについては随時回答していくということも全体会議の中で皆様にご報告をしていてですねそれは議事録にも載ってるはずなんですよね。
それについてですね私たちが会議をした内容について公開をするという決定のもとに公開したものについて、市民提案部会が理解が追いついていないから説明をしてくださいっていうのは何１つ、我々の方ではですね、説明することがないわけです。
議論をすべて透明性のあるものとして公開をするという決定にのっとってですね、私たちはそれを公開をしている。
その議論の中でですねいただいた市民提案のうち私たちはもうすぐにこれには回答できますと。
すぐに回答できるものに対して、市民の皆様に該当しない年に１回しか報告会をしないということではなくても随時回答できるものについては回答していきますということを先月の委員会の中で部会としてご報告をさしていただいたはずです。
それ以上の説明を我々はできないというか、する必要もないというふうに思っています。
要するにもう、情報公開のために公開をしているものについて説明をしろと言われても情報公開上のものを、言えないということですね。
城山委員：前回欠席して、肝心なときに欠席したようで、一言申し上げますけれども、前回その条例審査部会のことは全部公開するっていうふうに決定したというふうにね、徳井委

員がおっしゃる、その情熱は高く評価いたしますけれども、条例審査部会のことは全部、条例審査部会の中のメンバーが異議なく承認してそういうふうに決めたんだっていうことを、それがそのまま全体の会議として通用するのかどうかっていうのはまた別の問題だと私は思っています。条例審査部会は自分のところの案件も論点について検討して審議を深めていきますけれどもそれは全体会のための準備作業で、最終的な結論は全体会の合意をもってオーソライズしていくっていうことだと思っています。
なので、事ほどさようにどの部会もそうですけれども、皆さんが納得して検討して要するに熟議して納得のいく結論をえられるということが重要なことで意思決定をきちんとするってことが重要なことで、公開するっていう価値も、もちろんわかりますそれはね、それも重要だっていうことはわかりますけれども、意思決定のために公開した方がいいのか悪いのかっていう論点は今言いませんけれども、一旦置くべきだというふうに思います。だからそれを意思決定した全体会で決定したんだと条例審査部会は全員公開するっていうことに条例審査部会で決めて、それを全体会でみんな全員決めましたって、なんかそれもなんか私、ちょっとね、ちょっと変だなと。それを決定するっていうのは、もうちょっとだから慎重にするべきではないかというふうに私は言ってるわけです。
徳井委員：城山委員欠席されてたのでもう一度ご説明をします。私が今お話をしたのは部会としての回答書ということです。要するに部会として全体会議に報告をしたわけです。
なので、まちづくり委員会としての回答書ではないんで、当然そうです。
城山委員がおっしゃられたように、部会としてこういうふうな今日議論をしましたというところで、先月の日付でこういう議論をしましたということを書いたということになります。
部会の部会員ですね、先月ご参加いただいた部会のメンバーの方々にもご確認をいただいてこれがまちづくり委員会としての回答というふうに誤解をされないようにこれは部会での会議の内容をまとめたものですということを、わざわざ注記をしています。しかもですね末尾に注記しているわけではないです。
本文の頭にですね、これはまちづくり委員会としての回答ではなく、部会の議論の内容をまとめたものですということをわざわざ書いてあります。なので城山委員のご懸念の委員会として全体としてっていうことではないということになります。城山委員がおっしゃられたこともわかるんです私も今先ほど委員長からなぜこっちが市民提案部会に向けて説明をしなければならないのかというところは、我々は先月部会としての議論を報告をした。
のであってまちづくり委員会としてどうしろというふうなことを言ったという事実は一切ないわけです。なのでそこがごちゃまぜになっているんじゃないかというのが、私も城山委員と同じです。
部会としての検討内容と、委員会の全体会議としての意見とは別ということになります。
大室委員長：正副事務局の理解の中で、市民提案部会のまとまった意見というものが、報告全体会議で報告をすると。
それで用が足りるんじゃないのかなっていう意見もありました。これは報告なので、今のお話ですと、委員会の意見ではない。途中経過だと思うんですね。それをもってして十分ではないかっていうのは我々の理解だったんですね。で、改めてこういった作成物が必要か否か

っていうところをご説明いただきたいなと思いました。
徳井委員：その点もだから、議事録に載ってると思うんですよね。
そのいただいた市民提案っていうのを全体の発表会のところまで寝かすのではなくて、例えば今回の市民提案条例部会、条例審査部会の方でご回答したのは、情報公開についてどう考えてるんだということですね、そういったことがあったわけです。
これについて年度の最後まで寝かすのかということですね。
これについて、先月の条例審査部会の中で回答できるものについては回答したほうがいいんじゃないか。すでに今、先月の段階でもうすでに会議録というものを公開するというふうになったのだからそれについては、先月のまちづくり委員会の全体会議の中で決をとってこういうふうになりましたと要するに会議録のほうを、公開するということになりましたということはもう回答できるんじゃないかということになったので回答案の方を、こういった回答ができるんじゃないかというふうな議論になったのでそれをまとめたものになります。
大室委員長：ありがとうございます。今のご意見といいますか、まとまった発言を市民提案部会の、これから部会にワークに入りますので、会議録に載る報告書報告ですか、部会からの報告、これをもってして公開とするもしくは、検討結果というものを作成する。この点についてちょっと市民提案部会の方で、部会ワークの中で少し時間を取っていただいて各部会の報告のときに発言いただければと思います。ある程度その部会の中でのまとまった意見というのを練っていただいた方がいいかなと思います。そういった形でよろしいでしょうか。事務局の方よろしくお願いします。
事務局（大脇）：２月にですね、市民提案に対する市長提言ですとか、条例審査の結果とか、そちら市長に報告するような流れになるんですけれども、毎年ですね、まちづくりの基本条例第９条第２項に基づきまして、市が運用できているかとか、そういったものをですね全課に調査をかけている経緯がございます。
昨年までの参考とはなりますけれども、条例審査部会が調査内容を決め内容が決まって、市民協働課から各課に調査依頼をし、市民協働課で回答をまとめて、その回答を皆様に報告をして、条例審査部会で追調査っていうんすかね、呼び出しかもしれませんけどもするというようなことを昨年はやってございます。
一応ですねそちらの方なんですけれども、そろそろですね、調査をかけるなりっていうところが必要になってくるかなと思っておりまして、その内容ですとか、そういったものをですねどうしていくかっていうのを、いただければ、どんどん作業の方も進めていくかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
市民提案部会につきましては、ワークフローがございますので、それに基づいて進めていただければと思っております。
場合によっては担当の所管課ですとか、あとは提案者の方をお呼びして、いろいろ質問を聞いたりとかっていう深掘りすることもあるかと思います。
その際はですね早めに声をかけていただければと思っておりまして、こちらの方も多分スケジュールからもう２月には市長提言をということになりますが 10 月また 11 月には、そちらをした方がですねよろしいのではないかなと思っておりますので、その点もですね、ご承知

おきいただければと進めていただければと思っております。
大室委員長：それでは、部会ワークの方へ移りたいと思います。お席の準備をお願いいたします。部会時間ですけれども 40 分とらせていただきます 7 時 20 分まで話し合っていただければと思います。よろしくお願いします。

～部会ワーク～

大室委員長： 7 時 20 分を回りました。時間になるんですけれども、意見がまとまっているようであれば、一旦切ろうと思います。もう少し話をするということであれば、時間をとることはできるんですが、いかがでしましょうか。では、7 時 30 分まで時間を延長いたします。
部会報告に移りたいと思います。
市民提案部会の方から報告をいただいてよろしいでしょうか。
野村委員：市民提案部会まず全体のこちらの部会の方で回答方法について、協議を最初にさせていただいたのでそちらについて報告させていただきます。
やはりこちらの委員の中で、部会の中でもですね提案があってからタイムラグはやっぱり作らないほうがいいのではないかなというのと、あとわかってることはすぐに開示した方が親切だろうということは、皆さん同じ意見でして。
ただその回答書をこういった条例審査部会の方からご提案があったような形で、提示するというのではなくちょっと別の方法今考えてきたのでその方法をちょっと回答しますが、最後報告会があると思うんですけど、そこの報告会で我々が報告する内容を、基本的には最初にお示しした通りのワークフローに応じてアウトラインを整理して、報告をさせていただき、会議録の載せ方の中で、今は部会報告かなっていう、何かアンダーラインが入ってるセンテンスがあると思うんですけどそれセクション分けがされていてその中に市民提案部会報告とかですね、何かセクションあと 1 行だけ追加していただくことによっておそらく毎回同じようなアウトラインで報告が僕たちができて会議録に見やすい形で情報が載るという前提条件がとれるのであれば、そちらの会議録を参照していただくっていう形で進捗を見ていただく。
もちろん例年通り、回答については最終的に文面を整理して回答書でお送りするのですが、やっぱそこには今こう議論していても実際に２・３ヶ月ぐらいやっぱりかかってしまいそうだなっていうのが、もう僕らの方で回答はある種できてるんですがそれを皆さんに承認していただいて回答するまでやっぱちょっとラグが出てしまうのがあるので進捗はそちらの会議録ほうに情報載せてみていただき、先ほど事務局の方から大脇さんからですね提案がありしだい、回答します。それは受理報告という形だと思うんですけど、その受理報告に添えて、その経過に受理しましたと。
経過については会議の方で議論を随時進めていき議論した内容は会議録をご参照くださいっていう形でやっていけば、おそらく今のところはそれでいいんじゃないかなというふうに今

こちらの方では意見がまとまっております。というのが回答方法についてですね。
あとは小部会の方もあわせて報告をさせていただきます。
私たちは前回に引き続き雑木林の方をちょっとお話させていただいたんですけども。
前回話した内容についてはちょっと割愛させていただきますが、やっぱりご提案者様のどの場所をどのように使いたいかというのが、ちょっといくつか論点が多岐にわたっておりますので、そこがちょっとわからないのですが。
一応僕たちとしてはお話した内容として、なかなか雑木林を簡単にはふやせる状況ではないのではないかということで、回答書という形で対応していこうと思っておりまして、ただその中で例えばですね、清瀬の自然を守る会という会があったりだとか、あとひまわりの内容に関しては環境課が持っていたりとかあとは音楽イベントを行いたいということについては、おそらく観光協会。ごめんなさい。ひまわりは産業振興課ですね、環境課の方はごめんなさい。清瀬の自然を守る会が環境課にありますので、環境課、観光協会、産業振興課にこういったご意見がありますということでそれぞれ出口は担当課に流すということができるかなと思いますので、そういった回答書を 10 月までに作成をして委員会の方に承認をいただければなというふうに考えております。もう 1 つの小部会については、北原委員から報告させていただきます。
杉山委員：提案ナンバー1 でいいですね、NO１の火葬場に関する提案についてなんですが、まず話し合った結論としてはですね、市長提言をするのは困難な事案ではないかということで話し合い、結論。報告になりました。
理由としては火葬場を作るにあたってはですね、関連法、法律っていうかね法令っていうのが非常に多くあるということ。とか、あと、例えば火葬場を作った近隣 300 メートル以内に学校とか、そういった病院だとか、そういった距離制限だとかですね建物制限みたいなものが、あるでそれができるのか、清瀬市にはということでまずそういう土地はないんじゃないかと。雑木林全部焼け払って作ってみたらっていうのもあるかもしれないすけどそれも難しいということで、それは冗談としてですね、あと清瀬これ都に何かあれなんですかね、許認。勝手か何かあげなきゃいけない市だけで作ってるものではないんじゃないかっていう情報収集の中で、あとは建設費ですね、これ 20 億とか 50 億とか何かそれぐらいするそれそんな財政あるんですか清瀬にっていうところと、あとはやはり作っるっていうことになると、住まわれている近隣の方のやっぱり問題近隣問題ですね、こういうものを発生してそれも長やはり調節しなきゃいけないと。
代わりに作りますと言ったとしてもここの調整に一体何年かかるんでしょうかと、いうようなこともありますのでこういったところ、いろいろある。
他にもあるんですけどもこういった理由、あとはですね調べたところによると、東京都の方に火葬場を作るための何か検討委員会っていうのが今年の６月に発足されているらしくって、そういったところでも話し合われているものをですね、清瀬市独自で作れるものなのかと、いうようなところがありました。
それで納得できるかというと多分提案者は納得しないとは思うんですけども、一応ですね、火葬場をつくれなかったとしてもですね市のサポートとしてですねやはり市の方で葬儀に関

してのですね補助みたいな、非常に手厚くされている、ホームページに記載されていたりですね、パンフレットがもうすでにあったりとかしてですね、1階のモニター見てるとですねずっと見てるとですね、清瀬市もですね４社ぐらいとですね、なんていうか、一定の金額でやってくださいっていうような、契約をしている業者さんもいたりとかですねそういったサポートもありますので、そういったものをですねやはり紹介するとか知ってもらうための何か手段っていうかね、そういったところをもっと手厚くしたほうがいいんじゃないかと。
いうような意見が出たりとか、あとは葬儀費用の補助があったりとか、あとマイクロバスなんかも何かあれなんですか。出してくれたりとか、なんか手配して、ちょっと葬儀社にもよるんじゃないかなとか思うんですけども、非常にそういった移動の補助とか費用の補助とか、また窓口対応もしっかりと清瀬市の方にありますので、そういったところをきちんとですね、ご説明する方がいいんじゃないかな。っていうふうな話になりました。以上です。
大室委員長：ありがとうございます。
野村委員：ごめんなさい。補足です。次の僕らの小部会の方なんですけども、次に議論させていただくのが市民提案の今年度のナンバーフォーなんですけど、ひまわりプランナーの件ですね。実現の可否がちょっと提案案内を読むと、なかなか難しいところがあってこの可否を我々が検討できるものなのかっていうのをちょっと専門性がちょっと高いので、地域包括支援センターの方ですね、ちょっとこのご提案に対して、今実際市の動きとして国や市の動きとして実現の可能なものなのかっていうちょっとご意見を具体的なちょっと質問事項を考えているわけではないんですけど、ちょっとその意見をいただきたいというのは、話があがっております。
あともう1点、その回答方法についてごめんなさい、先ほど皆さんで多分見ていただいた、検討結果案ですね、検討結果案というものが、きっと回答の文面からするとその提案者に対しての回答という形に条例審査部会から挙げていただいたものがなると思うんですけど。
これもう一度その部会が提案者に対して最終的に回答していくという扱いのものなのか、委員会を通して委員会から提案者への回答としていくものなのかっていうのをちょっと、理解がまだおよんでなかったのでそこは後で伺えればなと思います。以上です。
大室委員長：では条例審査部会の方、よろしくお願いいたします。
徳井委員：まず条例審査部会の方ではですね、先月の委員会、部会の中でですね、の議事録会議録について誤字脱字があったというところで事務局からご指摘いただいたものになりますが事務局からもいただいて今先ほど私の方でも確認したんですけれども、多分固まってそこだけ集中して誤字脱字があったのでそこをチェック漏れというところで、改めてチェックし直して事務局の方に提出をしていただきます。
あとはですね先ほど事務局から依頼のありました例年ものの調査についてなんですけれども、例年ものの調査につきましては例年使っている調査用紙というものがエクセルでございますので、そちらの方を踏襲しつつ、こちら部会委員の方でですね、来月の委員会までの宿題というところで、今までの調査票をもっと肉付けしたい、或いはこれはいらないのではないかというところの取捨選択。
或いはもうちょっと重みをつけてもうちょっと調査、質問項目ですね質問項目をふやしたほ

うがいいんじゃないかというところについて、みんなで持ち寄ってですね、来月まとめるというようなことにさせていただきたいというふうに思っています。
具体的にはそのまちづくり基本条例の何条に当たるのかつまり条例審査部会っていうのは、まちづくり基本条例が適切に運用されているかというものを審査する部会というふうになってますので、第４条第６条第 11 条あたり、について我々が審査するということになろうかと思います。
そちらについては部会の方でまず意見をもんでまとめますけれども、全体との意見、ご意見っていうものもお伺いする機会が来月あろうかと思いますのでそちらの方はご協力をお願いしたいと思います。
あと１点市民提案部会にちょっと質問なんですけど先ほど会議録を公開するみたいなことをおっしゃられたんですけど、野村委員の方から会議録じゃなくて、議事要旨の方ですか。
会議録を作成する。
野村委員：はい。ご質問ありがとうございます。
会議録は委員会としての会議録ですね、市民提案部会としては会議録は開示しないとなっているので、会議録に報告会で今まさに話しているこの時間の討議内容というのは文字にすべて起こされる形になるのでそちらを閲覧いただきたいという意味合いです。会議録という言葉を使わせていただきました。
徳井委員：市民提案部会としてはどうするっていうことですかね。
野村委員：市民提案部会としては会議録は作成しません。
徳井委員：議事要旨もない。
野村委員：はい。
徳井委員：何もない非公開ということで部会自体は
野村委員：今そうですね報告会に載っている情報は我々が話してる内容になるということに今認識としてはなっております。
徳井委員：わかりました。
大室委員長：報告は以上です。各々質疑応答をご質問ある方は挙手をお願いいたします。
野村委員：先ほどちょっと補足という形でお伝えさせてもらったんすけど、もう一度聞いていいですか検討、結果案かな。検討結果案というものが、条例審査部会が今作成してるってことになってると思うんですけど、こちらがどういうふうに今後扱われていくものかというのをもう１回ちょっと理解がごめんなさいおよんでないので、それを説明をもう一度いただいてもよろしいですか。
徳井委員：逆に何をお聞きになりたいのかというところなんですよね。
野村委員：先ほど部会からの作成物ですということで、多分お示しいただいてたと思うんすけど、その部会から委員会に対して、委員会が承認をされた委員会から市民の方に回答書となるのか、それとも部会から市民の方に検討結果案というものを部会から提示し、別個で提示していくっていう形になるのか。それがちょっとわからなかったんですよね。
徳井委員：先ほどの全体の会議のときに申し上げた通り、部会からまちづくり委員会に報告したものです前回も、はいそれはもう、こちらからは何度もそれは言っている内容です。

検討結果の案であって回答書ということではなってないはずです。検討結果なんです私たちの。こういうふうに市民提案についてこういうふうに検討しましたということの報告書というものですよね。
これが回答書ではないんですけれども、なぜそういうふうになってるのかよくわかりませんが、こちらとしてはですね、議論した内容をちゃんと透明性高く、情報公開しようというのが目的になりますので、どういった意図で質問をされているのかというところについてはちょっと、きちっと明らかにしていただきたいと思います。何度も同じことを聞かれてるからです。
野村委員：回答させていただきます。文面の内容を見る限りですと、ご提案ありがとうございますというところから始まっているので、これは市民の提案者に対しての回答に見えたのと、今後の改善について文面に書かれているので、提案者に対しての回答に見えたんですね。なので、委員会に対しての検討結果だけというのはこれを文面を見ると、まるでそのまま我々の協議内容として市民の方に回答書としてお送りするような内容に見えたので質問させていただいております。
徳井委員：回答書の草案っていうのは、最初にどういうふうに書いて報告をするのかということですけれどもこれは間違いなく私達先月の中で、市民これだけ提案いただいて、これはもうありがとうございますですよねと。大変感謝していますというのは、こちらの部会では各委員から上がったことです。
従ってありがとうございますと言ったものを自体がですねこちらの方で言っていない回答したみたいだっていうことになるのであればそれは違うということになります。
要するに我々委員会としてはこれだけたくさんの方がこのまちづくり委員会というものに興味を持って、この情報公開といったことに対してこれだけ多くの意見を言ってくださるっていうのはすごくありがたいことだというのは各委員から、感想が出ましたので、これはありがとうございますというのは、我々部会としても間違いのないことということになります。
野村委員：文面の意図はわかりました。ありがとうございます。
大室委員長：いかがでしょうか。双方大丈夫でしょうか。続きまして、次第進めて参ります。
その他、まちづくり委員会手引きについて条例審査部会からの提案で、手引き案、まちづくり委員会の手引きというものを、あったらいいのではないかというご提案があったと思います。こちらの、作成物についていろいろ議論があるのかなとも思います。つきましては、次次月意見徴収さしていただければと思うんですけれども。意図といいますか、どういった活用になるのか。本来はどういう扱いをするべきなのかというものを条例審査部会の方から一応説明いただければと思います。
徳井委員：何か私はいつもこのまちづくり委員会で思うのは、本来委員長と事務局が担わないといけない説明をなぜ毎回条例審査部会が担わないといけないのかっていうところは大変不満です。
我々は手引き書が必要だということっていうのは公募委員から成るこの委員会の中で、条例っていうのがどういうふうな意図で作られているものなのか、例えば委員長にはどのような

権限があって事務局はどういうふうな仕事をしなければいけないのかっていうのは、やっぱり公募委員の方々っていうのはご存じない方も多いわけですよね。
本来こういった公募委員だけでなるような委員会というものを作る際には、事務局がきちっとそういった公募委員の方々にですね、まちづくり条例とはこういうものですとかいったような手引き書を準備するというのが本来あるべき姿ではないかというふうに思っています。
実際にこういうふうなまちづくり委員会の手引き書というものを作っている自治体というものもございます。
その中でですね、やっぱりでも事務局に作ってください作ってくださいって言ってもやっぱり事務局もマンパワーが足りない中で、すべてを事務局に丸投げするっていうところも私は委員会のあり方としてはよろしくないと思いましたので、条例審査部会の中でも、条例のことをやっぱりそこまで細かくわからないというようなご意見もありましたのでそういったものをまとめて、事務局にお渡ししたということになります。
本来手引き書というのはですね、委員がそれぞれ公募委員が作るものではなく、市長の補助機関である事務局がきちっと作って公募委員の皆様にお渡しするのが筋だろうというところで、私どもは事務局にお渡ししたということになります。要するに、どういうふうな扱いかというものも含めて事務局に預けているということになります。
従ってですねこちらから説明する筋合いのものではなく、きちっと公募委員に対してですね、条例のあり方で条例の、説明ですね、別に逐条解説までっていうことではないんですけれどもやっぱりそういうのはあったほうがいいんじゃないかという提案も含めて、事務局に投げさせていただいたということになります。私からの説明としては以上になります。
大室委員長：ありがとうございました。今、貴重な意見ありがとうございます。
今の発生を元に手引き書、これは今年度に限らず、来年再来年どうにも否かあるあったほうがいいかって言うところあとはボリュームであったり、内容であったり、加筆等々、ご検討いただければと思います。事務局の方から意見聴取の方を作成していただくようにお願いいたします。
城山委員：この件は前に事務局からアンケート調査っていうか意見聴取されて、先月の 25 日に間に合うように回答したと思っておりましたが、うん。
それでまた調査されるんであればまたその都度意見は申し上げますけれども、私は先月の条例審査部会に先月はちょっと欠席しましたので、1 号を申し上げますけれども、これを作った方がいいかどうかっていうことについてはもうちょっとゆっくり考えましょうと。
みんなでそれを見ながらね 1 年間ぐらい会議をしながら、やっぱりこの手引き書は使えるねとかみんなの中に落ち落とし込めたねっていうんであれば、委員会の手引き書にしてもいいとは思いますけれども、ただ中身が小をちょっと詳細ね、詳細ってまではちょっと詳細。
それで中身についても本来事務局の仕事だというのは私もその通りだと思います。
だから事務局がこのまま参考資料として使い続けるんでも構わないけどもこれはいらないこれはいるとかね。いうことを本来事務局も言っていただいていい案件ではないかというふうに思っています。いずれにしてもこれあのね、私も調べてきますけれども、東京の自治体にはこれなかったかなというふうに思います。1 つの文化をね、徳井さんのように確信してい

こうっていうのは私は意気込みを高く買いますけれども。
ただそれで本当にいいのかどうかっていうことは、その手引き書が次世代にも引き継がれるということがあればね。それがしつこく、しつこくっていう言葉わかりますかどうかわかりませんけど、楔にならないかどうかね、拘束するものになってもいけないしね。
将来にも立ってもっと柔軟であり続けたほうがいいのかもしれないっていうのもあるので。それを我々の文化として受け入れて定着させていくかどうかっていうのは１年ぐらい見てからね、考えていいんじゃないかっていうのが私の意見でそれは前回の事務局の調査にも私はそういう意見を載せさせていただいたと思うんですけれども。そういう議論はあったのかどうかっていうのもねちょっとお聞きしたいところでございます私の意見としてはそれだけです。
大室委員長：ありがとうございます。熟ろが必要で、いつまでにっていうような意見もございましたら、加筆していただければと思います。
徳井委員：これは私は思っているのは公募委員が決めることでしょうか。要するにですね、今パッて調べたんですけども、自治体の公式サイトで手引きをオープンにしてるのは静岡県の川根本町越谷。埼玉で言ったら越谷市とか川口市、春日部市、他にもあります。
その中でですねこれでやっぱり我々公募委員が決めるものではないんですよね。
なぜこれがまちづくり委員会の仕事になってるのかということ自体、これをいちいちいちいちどうして我々委員会の委員の感想を聞いてやらなければいけないのかということなんですよ。
事務局が今までのまちづくり委員会を運営している中で、これがやっぱり必要だと事務局が思えば事務局が本来は作るべきもの、公募委員の方々がもう条例のことを十分にご存じだからもうこれは、別にいらないだろうというふうに事務局が判断をすればこれはいらないものということになると思います。これを我々公募委員が決めるということ自体が正しいのかどうかっていうことがあるというふうに私は思っています。本来これは事務局が定めるべきものではないかということですね。
大室委員長：ありがとうございます。野村委員、お願いします。
野村委員：多分この手引き書が上がってきた段階で、この手引き書をプロトタイプにして、委員会全体で練って今後に実際につなげていくものだろうってイメージを抱いたことは、抱いていたというか、僕はそんなイメージを持ってましたが、先ほどの徳井委員の説明を聞く限りで言うと、僕もおっしゃるように、委員会で決めていく内容なのかどうかというのをちょっと吟味してから意見をちょうだいしたほうがいいんじゃないかなっていうような感じがしましたね。本来であればただ個人的にですか、副委員長やってみて委員会の副委員長の役割立ち回りっていうのがやっぱりわからなかった。今徐々にですが理解してきているつもりではあるんですけど。こういったものがやっぱりスタート地点でマニュアル化していた方が明らかに委員会動きやすいと思うので、こういったものは明言化したほうがいいんじゃないかってのが僕は今この役割をもらってから、思ったことでありますが部会からの提案でこれをこう、どこかに委員会で決めて持っていくってことじゃないんだっていうのが今わかりましたというかその認識に皆さんなっていただいた方がいいのかなと思いました。これ

あれですよねこれを多分受けて、あくまでサンプルでこういったものは、作ろうと思えばつくれるけど、まちづくり委員会としてはどうしますかっていうのは事務局が 1 度ご判断いただくみたいなイメージでよろしいんですよねおそらくおそらくはい。
大室委員長：他ご意見いかがでしょうか。手引き書におきましては、委員が決めるべきなのか、決めるとして一定の期間熟ろ急ぐ必要がないのではないか。というようなことを踏まえていくつか質問を我々の方で投げていまして、フリーでかけ変えていただくご意見の場も作ろうと思います。他大丈夫でしょうかね。
では事務局の方よろしくお願いいたします。
事務局（大脇）：確認をさせていただきたいのが 1 点あります。
条例審査部会さんの方から先月のですね検討結果案ということでいただいておりまして、この案をとって次、 9 月 23 日までに前回の会議録の修正と合わせて、そちらが終了しましたら、この案をとってホームページにアップするという形になろうかと思うのですが、この案を取るためにはどのようなプロセスをと思いまして。例えばこれを今案というふうについてるんですが、23 日までに会議録の修正を皆さんからいただきます。
それが終わりました。そうするとこちらのほうもあわせてホームページにアップするのですが、この案というのが今ついているので、この案を取るには、どのようなプロセスがいいのかなっていうのはちょっと私にはまだわかっておらず、はい確認をさせていただきたいと思いました。
徳井委員：なかなか事務的なプロセスっていうところについては委員会の仕事業務ではないんだろうというふうに思うのが私の意見ではあるんです。
その補助機関の方の業務ではないかと思うんですけれども、実際に例えばこの部会の検討結果ということなのでこれは回答案ではありませんということですねまず。
あれはですねまちづくり委員会っていうところで今 1 つになってるんですけどバナーがですね、ちゃんと条例審査部会っていうのをそのまちづくり委員会のホームページの中で例えばその部会は部会というところ全体会議とは違うというところを明らかにした上でそこを例えばクリックしたら部会の議事録と、その部会の検討結果がちゃんと出てくるとかですね、多分同じところに出すとやっぱり全体会議なのか部会な会議な部会の会議録なのかっていうのがわかりにくくなるのでそこをきちっと分けておけばいいのかなというふうには思います。見せ方というか、あそこはありなのかなまず検討結果なのでそれを隠すものではないかなというふうには思っています。だから案っていうのはもちろん、どこで、これはもう部会の検討結果として部会の皆さんがここに参加してる皆さんがそれはよろしいですと、いうふうに言えばそれは案ではなくなるということだとは思っています。要するに確認作業が終わったものについては案っていうものではなくなるというふうに私は認識をしています。
なので全員がその部会に参加された方が、これで間違いございませんと言った時点で案ではなくなるというふうには思っています。
城山委員：今日の最初の方にも同じような議論というか、意見を申し上げたと思いますけども、部会は何個かあるにしても、どの部会も委員会としての部会です。なので部会のことは部会のメンバーだけが決めて、部会はこうですっていう花火を打ち上げることはできない

と私は思います。どの部会であれ全体の承認を経て、まちづくり委員会としてそういうふうにしましょうということのオーソライズ手続きが必要だと。
その意思決定として、当然のことだと私は思いますけれども、それをやらないで部会は部会で自由にやってくださいというのは、あれば最初の段階で包括的な委任が必要だ。権限移譲が必要。そんな会議のやり方を今までしてないんじゃないかなと思いますけどね。
だからそれをちゃんとこんな重要なことをねちゃんと議論しないとね。雰囲気に私は悪いもんだって言ってるんじゃない。悪いもんじゃないはそういうこと悪いって言ってんじゃなくて、ちゃんと手続き。吟味しないと駄目ですよ。
はい。
徳井委員：８時過ぎてるので手短に言うと内容については、全体会議では何も言えないとは思っています。部会の中で話し合ったことなのでこれは部会の中だけで承認をすることということになると思います。
それについて公開するのかどうかということについて、先月もう決をとったのではないかというところが、私が思っていることということになります。
事務局（大脇）：ありがとうございます。徳井さんの方でこれを事務局の方に投げていただいて、皆さんに出したじゃないですか。なので、それは例えば全体的にこういうふうに話し合ったんですよって言って報告があって、そうなんですねって了承終えて案をとって条例審査部会だったら部会のところに上げていくのかなってちょっと私が思ったので、そこを間違ってしまうとまたね、混乱を招いてしまうので、ちゃんと言葉にして確認したほうがいいのかなと思って、今質問しました。
徳井委員：ありがとうございます。私も大脇さんの意見というか、の認識と私は同じ認識ということになります。まずは事務局に投げて事務局から全員に投げて、これ公開しますよというところで承認を入れたら、それは内容についてではなくて公開するか否かということについて全員の承認を得て公開ということでよろしいかと思います。
事務局（大脇）：わかりました。毎回ときにいただいたやつを案として皆さんに送ってます。そしたらこちらの内容を公表しますので、23 日、以降にアップしますねということで確認を私の方で取っとる形で大丈夫ということでよろしいですか。
徳井委員：私はそういうふうな認識では先月の先月の話で言えばもうそうなっているので、それはそれ、それでいいんじゃないかなというふうには思っています。
事務局（大脇）：承知いたしました。
城山委員：休んだ人が発言して発言して封じるようなことは言うのやめてください。
それはね。いや、だから部会はこういう案でしたってその部会に私欠席しましたけども私は全体会のメンバーでもあるので、全体会のメンバーとして意見を言うことはもちろんいえるわけです。だから、部会の中で決まったことはそのまま出し出しますっていうことが、この会議の中でちゃんとオーソライズされたのかっていうことを確認してくださいって言ってるだけ。
大室委員長：決議の考慮していく中で、市民提案部会、これは対象が 1 個人であって、提案者になると、公開か非公開かみたいな話がありました。

条例審査に関しましては、対象が各担当課になると、それに関しては公開すべきだっていう意見がありました。
公開非公開っていう決をとった結果、非公開公開っていう着地になったという経緯はあるんですね。その公開非公開ってに関しては、全員の総意であるというのが今の状況なのかなと思っているんですけれども、また個別でお話があれば伺いたいと思いますんで、よろしいでしょうか。
徳井委員：先月、委員長でも事務局でもいいんですけどもちゃんと先月、これをみんなでちゃんと決をとったことだということを城山さんに言っていただかないと、この部会で話したことがそのまま全体で勝手にっていうような意見が今発言ありましたけどもそうじゃないじゃないですか。一番最初に事務局の方で事務局と委員長の方で決をとりますということで決をとって全体で意見も聞いた上でこれ決めたことになるので、部会で話した内容を勝手に言ってるわけではないですよねそこのところをちゃんとはっきりと回答していただかないと終わらないと思うんですよ。なのできちっとですね回りくどいことじゃなくてきちっと城山さんの言っておられる疑問点に関してはスパッと全体できちっと意見を聴取した上での決議ですということを言っていただかないといけないと思うんですけども。
大室委員長：事務局お返しいたします。
事務局（大脇）：では、条例審査部会で話し合ったことは全部公開していくよというのが前回の決定だったと思いますので、今回の案ということで事務局でいただきまして全員に展開いたしました。
ではこちらの方は９月 23 日以降、先ほど第５回の会議録の修正点を待ちまして、そちらの方が完了いたしましたらあわせてホームページの方で公表して参りますので、よろしくお願いいたします。
それが今回事務局から確認したかったところでございます。
委員長このまま次いっても大丈夫ですか。次回開催のご案内になりますが、いいですか。
大室委員長：はい。
皆様長時間にわたり本日もありがとうございました。次回のまちづくり委員会の日程についてのご案内になります。
令和８年 10 月 27 日火曜日午後６時からこちらの会場になりますので、よろしくお願いいたします。
大室委員長：では令和８年第６回清瀬市まちづくり委員会を閉会いたします。ありがとうございました。